回　覧

2026.11吉日

認可地縁団体の申請に向けた構成員名簿作成について

＜緑が丘自治会　会長　山本博史＞

　現在、自治会員の皆様には、表題に示す申請のための構成員の名簿の入力をお願いしております。こちらは申請にあたって、自治会員全員の名簿の提出が必要となるためです（自治会では現在は世帯単位での管理になっています）。

近年、個人情報の漏洩が問題になるケースが見受けられますが、申請の際の名簿は、紙で市に提出するため、これによる漏洩の心配はございません。また、自治会内での名簿の管理に関しましても、DVD等に記憶しネットワークから切り離した状態で管理し漏洩の恐れのないような運用を行っていく予定です。

また、認可地縁団体として認められますと、以下のような利点がございます。

1　自治会名義で銀行口座を開くことができます。これに伴いキャッシュカードによる入出金が可能になり、会計業務が円滑になります。
　現状では個人名（会計担当の方の個人名）で口座を持っているため、会計担当が変わるたびに口座名義を変更する必要があるため、手間がかかるとともにキャッシュカードの発行も困難になっております。

1　自治会名義で不動産登録が可能になります。これにより、宝くじ助成金の対象になります。過去には、ひだまりのカラオケセットや空調設備などをこの助成金で購入していますが、今年度から不動産登録されていることが条件となったため、このままでは助成金の対象にならなくなりました。現状で不動産登録する場合は、会長の個人名義にするしかなく、しかも会長が変わるたびに手数料を払って更新する必要があります。

現在、入力の締切は、11月14日20時とさせていただいておりますが、**11月30日20時**に延長させていただきます。
　その後入力をしていただいていない会員の方には回答用紙を配布させていただきますので、記入の方、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

・東区長　080-9288-5517・中区長　090-2235-5303・ 西区長　080-7811-1985

受付時間：月曜日～日曜日　９～２０時　※時間外の場合は折り返し対応させて頂くことがあります。